

じんけん

啓発紙 2016年 通巻58号

平成28年度 人権啓発指導者養成講座を開催

静岡県人権啓発センターは、人権問題に関する理解を深めていただき、地域社会や企業、学校などで活躍する人権啓発リーダーを増やすため、7月15日(金)、7月22日(金)、7月27日(水)の3日間、静岡市のもくせい会館において「人権啓発指導者養成講座」を開催しました。



写真は7月15日に開催した、静岡大学人文社会科学部の小谷順子教授による『法と人権』の講義の様子です。参加者からは「講義から、法と人権について考える機会になり、大変勉強になりました」との声が多く聞かれました。

このほか、『日常生活の中の身近な人権』『子どもの権利』『同和問題』『男女共同参画と人権』『障害のある人をめぐる人権』『高齢者と人権』についての講義と『人権ワークショップ』が行われました。

なお、講義の内容は次号で紹介します。

もくじ

- 「静岡県人権施策推進計画」(第2次改定版)
〔ふじのくに人権文化推進プラン〕を策定しました P 2～P 4
- 第10期静岡県人権会議の活動が始まりました P 5
- 人権啓発センターからのお知らせ P 6



「静岡県人権施策推進計画」(第2次改定版) 〔ふじのくに人権文化推進プラン〕を策定しました。

基本的な考え方

計画策定の趣旨

これまで、「静岡県人権施策推進計画」(改定版)〔ふじのくに人権文化推進プラン〕等に基づき様々な人権施策に取り組んできた結果、県民の人権尊重の意識は着実に高まりつつあります。

今回策定した「静岡県人権施策推進計画」(第2次改定版)〔ふじのくに人権文化推進プラン〕は、「人権教育・啓発推進法」の趣旨を踏まえるとともに、これまでの人権施策推進計画を引き継ぎ、新たに生じた課題や整備された法制度、計画等に対応するために、県民に人権問題への取組を呼びかけ、人権尊重の意識が社会に定着した人権文化の一層の推進を目指し、人権施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものです。

基本理念

人権尊重の理想郷“ふじのくに”づくり
～県民一人ひとりに人権尊重の意識が
育まれた温もりあふれる静岡県の実現～

人間は、生まれながらにして、独自の個性、感性、能力、生命力を持っており、個人としてかけがえのない存在です。この人間の尊厳が守られるためには、お互いの人権を尊重し合うことができ、自分らしい生き方ができることが求められます。

こうしたことから、「人権尊重の理想郷“ふじのくに”づくり～県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた温もりあふれる静岡県の実現～」を基本理念に掲げ、県民一人ひとりが、それぞれがかけがえのない存在であることを認識し、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが人間らしく、幸せに暮らしていくことができる社会の実現を目指します。

指標	平成27年度	平成32年度
「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっている」と感じる人の割合	38.8%	50%以上

目指すべき方向

県民一人ひとりに人権感覚が備わった社会の構築

自分らしさを生かすことができる社会の構築

多様性を認め合い、共生の心をもって共に創る社会の構築

ふじのくに人権宣言の趣旨が浸透した安心して暮らせる社会の構築

基本的視点

自尊感情の育成

自分をかけがえのない一人の人間として価値を認め、自分を大切に思う感情を高め、自分に誇りを持つことが、他者をかけがえのない存在として尊重していくことにつながります。

自律・自立心の育成

自己を肯定する感情を持ち、生まれながらにして持っている個性、感性、能力、生命力を生かし、自ら考え、選択することができれば、自分らしい生き方ができ、自律・自立した生活を送ることができます。この際、利己的な行動を取るのではなく、他者との関係において、お互いを尊重し合うことを前提に、主張すべきことは主張し、その結果としての責任を負うことが求められます。

ユニバーサルデザインの浸透

だれもが自由で快適に活動できる社会が実現するよう、ユニバーサルデザインの考え方による建物や道路等の整備を行うとともに、一人ひとりが相手の立場に立って考え、困っている人に自然に手を差し伸べることができる思いやりの心（心のユニバーサルデザイン）を育てていくことが必要です。

自己実現のための機会の保障

自分らしく生きるために、各個人が個性を發揮し自己実現を図っていくには、自分の能力を最大限に発揮できる機会が保障されていることが大切です。

共生社会の実現

社会を構成するかけがえのない存在である一人ひとりが豊かに暮らしていくには、お互いに理解し、認め合い、尊重し合うことが大切です。そして、多様性を認め合い、他者と共生していくことがより豊かな社会を創ることにつながります。

相談・支援体制等の充実

人権侵害に対応するためには、適切な助言などによる相談・支援を行うとともに、早期発見、早期対応等ができるよう救済体制を充実することが大切です。

計画の期間

平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間を計画期間とします。ただし、社会的状況や法制度の整備等の国の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

人権教育・啓発の推進

家庭における人権教育

子どもと大人がともに人権感覚の育成が図られるよう、保護者の多様な学びの場づくりを進めます。また、子育ての悩みや不安感を軽減するための交流の場の整備や、相談・支援体制の充実を図ります。

学校における人権教育

「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成」を目指します。幼稚園等では、幼児の自尊感情や自立心を育成し、公正で豊かな人間性の芽生えを育む幼児教育を充実させます。また、開かれた学校づくりを進めるとともに、教職員の人権感覚を高め、資質の向上を図るよう、研修の充実を図ります。

地域社会における人権教育

地域において質の高い人権教育が進められるよう、人権教育を推進するための指導者の養成を図ります。また、地域の指導的立場にある人たちが自ら研修成果を地域における学習活動に活かしていくよう、支援していくほか、公民館などの活動を支援するとともに、これらの組織等と連携を進め、人権に関する学習機会の充実を図ります。

企業における人権啓発

国や関係機関等と連携して、企業の人権教育・啓発への取組を一層働きかけるとともに、講師派遣、啓発教材の提供などを通じて企業内啓発活動を支援していきます。また、各種団体における人権教育・啓発に関する自主的な取組への支援を通して、企業内における人権教育・啓発への取組を促進していきます。

人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等の取組により人権尊重の意識の高揚を図る必要があることから、今後も積極的に推進します。

県民への人権啓発

県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動を取れるよう、効果的な人権啓発活動に努めます。また、様々な人権問題について、県民の理解促進を図るとともに、国や市町など関係機関等と連携して、人権啓発活動に努めます。

分野別施策の推進

女性をめぐる人権問題

家庭・地域、学校、職場など社会のあらゆる場で男女の人権の尊重、男女平等の推進に関する教育・啓発の充実に努めます。また、DVやセクハラなどの根絶に向けた取組や、男女が共に、職業生活と家庭や地域での生活が両立できるよう、就業環境の整備を進めます。

子どもをめぐる人権問題

子どもの人権を尊重する意識の啓発を進めるとともに、子どもの人権が十分擁護されるよう、児童虐待、いじめ、不登校や非行等の防止を図るための施策の充実を図ります。

さらに、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる態度や行動力を育成するため、学校教育全体を通じて人権教育の充実に努めます。

高齢者をめぐる人権問題

高齢者の人権が尊重され、地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう地域で支え合うなど、高齢者が暮らしやすい地域づくりを推進します。また、高齢者虐待を防止し、権利が擁護され、尊厳を持って暮らしていけるための体制の充実などを図ります。

障害のある人をめぐる人権問題

障害のある人が正しく理解され、住み慣れた地域において障害のある人がその人らしい自立生活を送ることができる暮らしやすい地域づくりを推進します。また、社会的障壁を除去していくために必要な合理的配慮を行うとともに、障害のある人の権利が侵害されないための体制を充実させます。

同和問題

同和問題に関する正しい理解と認識を深めるため、偏見や差別意識の解消に向けて人権教育・啓発を推進するとともに、児童生徒が同和問題を正しく理解するための学校教育の充実を図ります。また、隣保館の活動支援を行うほか、同和問題の解決を阻む大きな要因となっているえせ同和行為の排除に向けた取組を推進します。

外国人をめぐる人権問題

外国人県民と日本人県民がお互いに文化的な背景や生活習慣などを理解しあうとともに、お互いの権利が尊重される、誰もが理解しあえる地域づくりを推進します。また、外国人県民への多言語情報等の提供などにより、外国人県民の地域社会への適応を促進し、共生を推進します。

感染症患者等をめぐる人権問題

感染症患者個人等の意思や人権に配慮し、安心して社会活動を続けながら良質かつ適切な医療を受けられるような環境の整備を図ります。また、県民に対し、感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、医療関係者に対し、患者の権利に関する理解の促進を図るほか、患者本位の医療の提供を促進します。

犯罪被害者等をめぐる人権問題

犯罪被害者等支援に対する県民の理解の促進を図るほか、関係機関との連携により、犯罪被害者等支援施策を推進します。

インターネットによる人権侵害

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解の促進や、情報収集発信における個人責任や情報モラル理解のための教育の充実を図るほか、インターネットに書き込まれた人権侵害情報に関する相談等を実施します。

その他の人権問題

人権問題には、以上のほか、個人情報の流出・漏えいによって、個人のプライバシーが侵害される問題や、自殺者の問題、ホームレスの人々、性的マイノリティ（性的少数者）、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による拉致被害者などの人権問題などがあります。こうした様々な人権問題について、人権教育・啓発などに取り組んでいきます。

相談・支援体制等の推進

複雑化・多様化する人権問題に係る相談への迅速・的確な対応ができるよう、相談・支援体制の充実を図るとともに、各相談機関相互の連携に努めます。

計画の推進

副知事を本部長とする「静岡県人権施策推進本部」を中心に、総合的、効果的に人権施策を推進します。また、静岡県人権会議などの協力を得て、計画の着実な推進に努めるほか、民間団体、国、市町などと連携して、総合的に人権施策を推進します。

第10期静岡県人権会議の活動が始まりました

静岡県人権会議は、人権のリーダーや学識経験者の皆様をメンバーとして、平成9年10月に設立し、以来、人権に関する意見交換や県民の皆様に向けて人権メッセージを発信してきました。

今回は、この4月に発足した第10期人権会議の14名の委員を御紹介します。

(50音順：敬称略)

イシカワ エウニセ アケミ

静岡文化芸術大学文化政策学部教授

自分の命の大切さを考えると、差別、暴力、児童虐待などの深刻さがより理解できるようになります。



犬塚 協太

静岡県立大学国際関係学部教授

多様性を大切にし、誰一人排除されることなくすべての人を包み込む、優しさに満ちた社会を築きましょう。



長田 治義

えきだ ぢっくくらぶ

NPO法人魅惑的俱楽部理事

自分の体験や、NPO法人の活動から得た実例を、多くの人、特に中高生に伝える活動を、実践したいですね。



小出 隆司

静岡県手をつなぐ育成会会長

障害者差別解消法が施行されました。人権意識を高め、だれもが安心して暮らせる社会をめざしましょう。



小谷 順子

静岡大学人文社会科学部教授

すべての人の人格が尊重され、すべての人が幸せを追い求めることのできる社会の実現をめざしましょう。



小林 朋子

静岡大学教育学部教授

県民の皆様が安心して、ほっとできる生活が送れる静岡県になるよう人権会議を通じ、お手伝いできたらと思います。



斎藤 安彦

弁護士

人間は、一人一人が違って当たり前です。人権は、その一人一人の違いを認め合うことです。



角替 弘志

静岡大学名誉教授

いつでも、どこでも、どんな些細なことでも、わだかまりなく、互いに手を差し伸べ、助け合うことが大切だと思います。



戸田 美也子

NPO法人静岡県介護支援専門員協会理事

人は生を受けた日から生きている事に意味があり、言い換えれば一つとして無駄な命はないと思っています。



本間 肥土美

磐田市ふれあい交流センター指導員

平等で、互いに尊びあえる社会の実現を願って、みなさんと手をたずさえていきたいと思います。



三谷 美貴子

静岡県精神保健福祉士協会会員(伊豆函南病院地域連携室長)

お互いの存在を認め、こころにゆとりを持って生活出来る社会を皆さんと考えていきたいと思います。



森 徹

NHK静岡放送局放送部長

メディアが持つ影響力の大きさをかみしめながら、人権を意識し伝えていくことが大切だと考えています。



山崎 克巳

静岡県車いす友の会役員

誰もが伝えたいし分かって欲しいと思っています。ただ、伝える方法がなかったり分からぬことを理解して下さい。



吉田 朱美

人権擁護委員

一人ひとりの命を大切にし、相手の気持ちを考え、違いを認め合える社会に向け尽力していきたいと思っています。



<静岡県人権啓発センターからのお知らせ>

2016いのち・ふれあいフォトメッセージコンテスト 作品募集中！～応募〆切：8月31日（水）～

○次のことが感じられる作品を募集します。

- ・生きることの尊さや素晴らしさ
- ・人と人とのつながりやふれあい
- ・心の温かさ

○身近な光景や瞬間を捉えた写真と、自分自身の感想やつぶやき、写真に込めた伝えたいメッセージを添えて、御応募ください。

皆さんからの心温まる作品とメッセージをお待ちしています。

○コンテストのリーフレット（応募票）は、県内の各健康福祉センターや、お住まいの市町役場の担当窓口のほか、県内の写真材料商組合加盟店などでも配布しています。



＜静岡県人権啓発センターホームページからもダウンロード可能です。＞

<http://jinken.pref.shizuoka.jp> 静岡 人権 検索

平成28年度人権啓発行事予定

人権啓発セミナー

○企業と人権セミナー

日時：平成28年11月11日（金）

場所：アクトシティ浜松

研修交流センター（浜松市）

講師：犬塚協太（静岡県立大学国際関係学部教授）

○子どもと大人の絆づくりセミナー

＜保育士・幼稚園教諭向け＞

日時：平成28年11月16日（水）

場所：静岡県総合社会福祉会館（静岡市）

講師：加藤郁子（CARE-Japan シニアトレーナー）

＜保護者向け＞

日時：平成29年1月17日（火）

場所：静岡県総合社会福祉会館（静岡市）

講師：春原由紀（CARE-Japan シニアトレーナー）

人権週間行事

○人権シンポジウム

日時：平成28年12月5日（月）

場所：藤枝市生涯学習センター（藤枝市）

○人権講演会

日時：平成28年12月6日（火）

場所：袋井市月見の里学遊館（袋井市）

○ふじのくに人権フェスティバル

日時：平成28年12月16日（金）

場所：ふじのくに千本松フォーラム
プラサヴェルデ（沼津市）

（※詳細は、次号でお知らせします。）

平成28年8月発行

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室（静岡県人権啓発センター）

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948 e-mail jinken@pref.shizuoka.lg.jp <http://jinken.pref.shizuoka.jp/>

（平成28年度 法務省委託事業）

印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、7,000部作成し、1部あたりの印刷経費は10.9円です。